



Title	日本における文化財制度の研究
Author(s)	鄭, 夙恩
Citation	大阪大学, 2003, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/44112
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed 大阪大学の博士論文について

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名	ティ 鄭 スー 夙 オン 恩
博士の専攻分野の名称	博 士 (文 学)
学 位 記 番 号	第 17465 号
学位 授 与 年 月 日	平成 15 年 3 月 25 日
学位 授 与 の 要 件	学位規則第 4 条第 1 項該当 文学研究科文化表現論専攻
学 位 論 文 名	日本における文化財制度の研究
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 藤田 治彦
	(副査) 教 授 上倉 庸敬 教 授 森谷 宇一

論 文 内 容 の 要 旨

日本における文化財制度の歴史を研究対象とした本論文は以下の各章からなる。第一章：文化財保護制度の変遷の歴史、第二章：近代と文化財事業との関わり—歴史観と価値観の変遷にもとづいて、第三章：日本の文化財における芸術、民族芸術と民俗文化財、第四章：日本の文化財における芸術、民族芸術、民俗文化財との比較—台湾の文化資産の場合、第五章：国宝・重要文化財の指定について—絵画、彫刻、工芸品、建造物を中心に、第六章：選択された「文化財」と構築された「日本美術史」とのあいだ、第七章：日本建築史の自律—日本美術史からの離脱、第八章：日本における伝統芸術の継承者一人間国宝、第九章：日本における伝統芸術の継承者一人間国宝との比較—台湾の民族芸師の場合、第十章：「文化財」に対する反省と期待。以上の 10 章である。

本論では、先ず、日本における文化財保護制度の歴史を振り返り、歴史観と価値観の変遷に沿って、近代という時代と文化財事業との関係についての考察がなされている。続いて、日本の文化財制度と台湾の文化資産制度における芸術、民族芸術、民俗文化財（民俗文物）の概念を取り上げ、これら三者のあいだの境界線がどこにあるのかの確認を行なっている。次に、国宝・重要文化財の指定基準を軸とし、その指定状況の変化を踏まえた上で、「文化財」の概念や制度と、学問としての「日本美術史」および「日本建築史」との関係、ならびにそれらの成立についての考察を進めている。

以上のような分析と考察の最後に、日本と台湾における伝統芸術の継承者である人間国宝（民族芸師）についての歴史的再検討を行い、独自の制度として再確認するとともに、文化財とその保護制度についての現状分析と今後の指針を示している。現在の日本における文化財保護、台湾における文化資産保護の制度は、さまざまな変遷を経てようやく成立した制度であり、それぞれ一定の評価が与えられるべきであるが、両国における制度、とくに台湾におけるそれは、国家主体の凍結保存という側面が強く、本当の意味での市民の文化財（文化資産）の保護とはなっておらず、「国家文化財」から「市民文化財」への転換が期待されると結ばれている。

論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文の目的は、日本における文化財保護制度を美術・文化行政の一環として取り上げ、その発展・整備のプロセ

ス、指定・認定の基準、状況の変遷を明らかにし、その本質を探ることによって、制度自体の全体像を捉えることである。また、この研究には、日本の制度と歴史を参考にし、台湾における文化資産保存制度の拡充に生かしたいという意図も込められている。

日本における文化財保護の行政は、その制度が明治期につくられて以来、その時代状況に応じた改正を通じて、今まで行なわれてきた。現在実施されている「文化財保護法」は、各種の文化財の保護に関する諸制度を包含する統一法で、ヨーロッパの主要な国々にも例を見ない法制である。この「文化財保護法」では、「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「伝統的建造物群」を文化財として定義し、それらは日本の歴史、伝統文化などの理解に不可欠であると同時に、将来の文化の向上・発展の基礎をなすものであるとしている。論文の前半では、このような文化財保護制度が歴史観、価値観の変遷のなかで捉えなおされ、第四章において台湾の文化資産保存の制度との適切な比較がなされている。

論文後半の第六章では、「文化財」と学問としての「日本美術史」との関係が論じられ、続く第七章では「日本建築史」の「日本美術史」からの離脱が、やはり文化財保護との関係において捉えなおされるなど、文化財保護行政と学問研究の展開との関連が指摘され、本論文の幅を増している。第八章では日本人間国宝の制度についての考察が行なわれ、第九章で、それに対応する台湾の民族芸師の制度についての考察および比較へと展開されている。

以上のように、本論は日本の文化財保護制度の変遷をナショナリズムという観点から捉えなおすとともに、その影響を受けた台湾の文化資産保存の制度との比較等を通じて、その変遷の歴史的意味を明らかにしようとした論文である。文化財保護制度・保護行政と、学問としての日本美術史との関係、日本建築史の成立との関係などについての考察も加えるなど論文の内容が充実するにつれ、台湾の制度との比較に関する部分の、本論文内の位置付けに新たな工夫が必要になっているようにも思われるが、全体としては行き届いた考察が行なわれている。以上のような理由から、ここに本論文を博士（文学）の学位を授与するに値するものであると認定する。